



平成20年10月7日

各 位

会社名 株式会社 エクセル  
代表者名 代表取締役社長 橋本 善夫  
(コード番号 7591 東証第一部)  
問合せ先 総務部長 井上 宏一  
(TEL 03-5733-8402)

### 訴訟事案の和解に関するお知らせ

平成20年9月18日付「訴訟の判決に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社と株式会社ゼンテック・テクノロジー・ジャパン(以下「ゼンテック社」と)との間の訴訟(東京地方裁判所平成19年(ワ)第7222号。以下「本件訴訟」)について、平成20年9月18日に東京地方裁判所において当社の請求を認容する判決が言い渡されました(以下「本件判決」という)が、本日、下記のとおり和解契約(以下「本和解契約」)を締結しましたのでお知らせいたします。

また、本和解契約の締結により、ゼンテック社が当社他1名に対して平成19年5月31日付提起した訴訟(東京地方裁判所平成19年(ワ)第13697号。以下「別訴」。平成19年6月6日付「訴訟提起に関するお知らせ」参照)につきましては、ゼンテック社が訴えを取り下げることで合意しましたので併せてお知らせいたします。

### 記

#### 1. 訴訟事案の内容と経過

##### (1) 訴訟の内容

当社は、ゼンテック社と平成17年3月30日付で、ゼンテック社の開発したデジタルTV用ソフトウェアを組み込んだデジタルTV用モジュールおよびその関連電子機器の販売に関し、「製品取引に関する合意書」を締結しましたが、ゼンテック社による合意書記載事項の履行に至らなかったため、平成19年3月23日付で、同合意書を解除の上、当社が支払った金員の原状回復を求める訴訟を提起しました(平成19年3月23日付「訴訟の提起等に関するお知らせ」参照)。

##### (2) 訴訟の経過

既にお知らせのとおり、平成20年9月18日、東京地方裁判所民事第14部に於て本件判決が言い渡され、当社の請求が全面的に認容されました。

判決主文は以下のとおりです。

被告(ゼンテック社)は、原告(当社)に対し、金1億500万円及びこれに対する平成19年4月7日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。訴訟費用は被告の負担とする。

この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

### ( 3 ) 和解交渉

本件判決後、本件訴訟に関し、ゼンテック社より当社に対して和解の提案がなされ、当社としても、訴訟の長期化に伴う費用の増大等を総合的に考慮し、早期に紛争を抜本的に解決するため、ゼンテック社との和解交渉に応じることとして交渉を重ね、本日、以下のとおり本和解契約を締結いたしました。

## 2 . 本和解契約の概要

( 1 ) ゼンテック社は、本件判決において認められた債権のうち、金 7,000 万円を分割して払い、支払いが約定どおり全額行われた場合は、当社は本件判決において認められたその余の請求を放棄するものとする

( 2 ) ゼンテック社は、本和解契約締結後 3 日以内に、別訴における当社他 1 名に対する訴えを取り下げる。

## 3 . 今後の見通し

現時点では、本和解契約の締結が平成 21 年 3 月期当社連結業績に及ぼす影響は軽微なものと見込まれますが、適時開示が必要となる場合は、速やかに開示いたします。

以 上